

埼玉県東松山市

くらかけ 清流の郷

バーベキュー場

利用Q&A

Q	駐車料金はかかりますか？
A	車両に応じて環境美化協力金をお支払いください。(裏面参照)
Q	お肉など食材は現地で買えますか？
A	食材セットを5営業日前15時までにご予約いただき購入できます。飲み物、アイス、調味料等は売店で販売しています。
Q	バーベキュー用具はレンタルできますか？
A	各種バーベキュー用具を用意しています。事前予約をしていただきレンタルができます。(裏面参照)
Q	森林エリアを利用するにはどうしたらよいですか？
A	事前予約が必要です。森林エリア常設テーブル(3,000円)又はバーベキュー用具セット(5,000円)をご予約いただくことで森林エリアが利用できます。

禁止事項

- ・宿泊、直火、花火、施設内での物販、騒音(大音量で音楽を流すこと)、その他周囲の迷惑となる行為は禁止です。
- ・河原やバーベキューエリアは素足で歩かないでください。
- ・刺青、タトゥーは他の方から見えないよう上着を着用してください。
- ・ペットはリードで繋ぎ、所定の場所以外の河原や川の中には入れないでください。(裏面参照)
- ・飲酒運転は絶対におやめください。

注意事項

- ・川に入る際は十分ご注意ください。特に小さなお子様からは目を離さないでください。
- ・急な増水、強風、落雷等にご注意ください。
- ・ハチ、ヘビなど有害生物には近づいたり触ったりしないでください。
- ・施設や河川、駐車場内での事故、盗難については一切責任を負いません。事故や盗難には各自で十分ご注意ください。注意事項や係員の指示に従わない場合、その場で退出していただくことがあります。

くらかけ清流の郷 バーベキュー場について



営業期間：4月15日～10月15日
 定休日：毎週月曜日(祝日、GW、夏休み期間は除く)
 営業時間：9時～16時30分
 駐車場：約180台 身障者用8台
 トイレ：3ヶ所
 流し場：5台
 ごみ置場：2ヶ所(要分別)
 店内設備：AED、救急箱、救助用具、担架

くらかけ清流の郷

検索

〒355-0066 埼玉県東松山市神戸317-2
 TEL:0493-81-6868
 E-MAIL:kurakake@bh.wakwak.com



売店



販売品目

飲料、お菓子、アイス、バーベキュー用具、調味料、おもちゃ他

公共交通機関(バス)をご利用の方

東武東上線	高坂駅(西口)	鳩山町宮路線バス 上熊井農産物直売所(越生駅東口)行 ：約12分 神戸神社前 下車	神戸神社前から 徒歩約15分
東武東上線	東松山駅(東口)	市内循環バス 大谷→唐子コース区間乗車 ：約14分 くらかけ清流の郷東 下車	くらかけ清流の郷 東から徒歩約5分 ※日曜日、祝日運休



料金 (税込)



環境美化協力金

(駐車時にお支払いください)

- ・自動車…………… 1,000円
- ・二輪車…………… 500円
- ・マイクロバス…………… 2,500円
- ・中、大型バス…………… 3,500円

※駐車場の利用時間は、9時～16時30分です。
 ※バスでご来場の方は事前にご連絡ください。
 ※施設内でバーベキューをされる方で駐車場利用がない場合は、1グループ(10名まで)500円です。
 ※ごみの分別にご協力ください。

レンタル品

(事前予約が必要ですが、空きがあれば当日も貸出できます)

バーベキュー用具セット



5,000円

(森林エリア常設テーブル
 バーベキューグリル
 焼き網、トング、
 炭ばさみ、炭3kg
 のセットです)

森林エリア常設テーブル



3,000円

(森林エリア使用料)

レンタルテーブル・イスセット



1,500円

※このセットのみでは
 森林エリアは利用で
 きません。

簡易テント(タープ)



1,500円

(サイズ:
 200cm×200cm×
 高さ237cm)

くらかけ清流の郷 施設案内図

① 河原エリア

食材・用具をお持ち込みの方は、河原でご自由に
 バーベキューをお楽しみいただけます。
 ペット同伴の方は、⑤エリアをご利用いただけます！

② 飛び石

鞍掛橋下流には飛び石がかり、子供たちの
 遊び場としても人気です。

③ 流し場

大型シンク4台、子供用シンク1台が設置されてい
 るので、食材の準備も楽々、自由にご利用いただけ
 ます。

④ 森林エリア

バーベキュー用具セットまたは森林エリア常設テーブルを
 ご予約いただくことで、緑の中でバーベキューをお楽しみ
 いただけます。

- 管理事務所・売店
- 駐車場
- トイレ
- 多目的トイレ
- 水洗い場
- ごみ置き場

おすすめ食材セット



▲スタンダードセット
 (5人前イメージ)



セット&料金一覧

5営業日前15時までにご予約ください

ライトセット(3人前)…………… 5,500円
 少人数でも気軽に楽しめるコンパクトセット

- 〔牛・豚計約800g(ロース・バラ)、ウィンナー5本
 焼きそば2玉(野菜付き)〕

ご夫婦やお友達で軽く楽しみたい方におすすめ

スタンダードセット(5人前)…………… 9,000円

一番人気!4~5人家族で満足できる定番セット

- 〔牛・豚・鶏計約1,400g(ロース・バラ・カシラなど)
 フランクフルト10本、焼きそば3玉、野菜盛り合わせ
 マッシュマロ付き〕

ご家族やグループでシェアして楽しめるボリューム感

贅沢和牛

プレミアムセット(5人前)…………… 19,000円

とびきりの地元国分和牛を楽しむ贅沢セット

- 〔牛焼肉盛り合わせ計約1,350g、国分ウィンナー5本
 焼きそば3玉、野菜盛り合わせ〕

記念日やお祝いなど特別な日のバーベキューにぴったり

上記コース全てに手ぶらセット付き

- ※焼肉のたれ、油、箸、コップ、取り皿
 バーベキュー焼きそばプレート

食材の注文・キャンセル・変更は5営業日前15時まで。

※セット内容は一部変更となる場合があります。

※肉以外の食材(野菜・ウィンナー等)は袋でお渡しし
 ます。

※バーベキュー用具は別途レンタルをご利用ください。
 ※野外施設のため、商品受け渡し後の管理にはご注意
 ください。

利用例 (5名で利用の場合)

- スタンダードセット…………… 9,000円
- バーベキュー用具セット…………… 5,000円
- 環境美化協力金(自動車)…………… 1,000円
- 一人当たり **3,000円**

参考資料2：東松山市くらかけ清流の郷条例

○東松山市くらかけ清流の郷条例

平成31年3月20日

条例第4号

(設置)

第1条 みどりと清流豊かな都幾川鞍掛橋周辺の自然環境に親しむ空間を提供することで地域の活性化を図るとともに、都幾川鞍掛橋周辺の自然環境を観光資源として活用するため、東松山市くらかけ清流の郷(以下「清流の郷」という。)を設置する。

(位置)

第2条 清流の郷は、東松山市大字神戸559番地1に置く。

(事業)

第3条 清流の郷は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 水辺空間の保全及び創出に関すること。
- (2) 観光の振興に関すること。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、清流の郷の設置の目的を達成するために市長が必要と認める事業に関すること。

(施設)

第4条 清流の郷に、次の施設を設ける。

- (1) バーベキュー場
- (2) 休憩所
- (3) 散策路
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める施設

(利用の制限等)

第5条 市長は、清流の郷を利用する者(以下「利用者」という。)が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、清流の郷の利用を制限し、若しくは禁止し、又は退去を命じることができる。

- (1) [前条各号](#)に掲げる施設(以下「清流の郷の施設」という。)を損傷し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、清流の郷の管理上支障があると認められるとき。

2 市長は、清流の郷の管理上必要があると認めるときは、清流の郷の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(損害賠償)

第6条 利用者は、自己の責めに帰すべき事由により清流の郷の施設を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第7条 市長は、清流の郷の設置の目的を効果的に達成するため、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に清流の郷の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第8条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 市長は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な清流の郷の利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に清流の郷の運営を行うことができること。
- (3) 清流の郷の設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 指定管理業務([次条](#)に規定する指定管理者の業務をいう。以下同じ。)を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

(指定管理者の業務)

第9条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) [第3条各号](#)に規定する事業に関すること。
- (2) 清流の郷の施設の維持管理に関すること。
- (3) 原状回復に関すること。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、市長が別に定める業務に関すること。

(管理の基準)

第10条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に清流の郷の運営を行うこと。
- (2) 清流の郷の施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(指定の取消し等)

第11条 市長は、指定管理者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) [第8条第2項各号](#)に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) [前条各号](#)に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第12条 指定管理者は、清流の郷の施設の改修、増設その他市長が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

来場者数の推移

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
駐車場台数	5,586 台	7,595 台	8,972 台	8,138 台	369 台
来場者数	22,335 人	30,190 人	35,622 人	32,521 人	1,443 人
営業期間	5/1~11/30	4/1~11/30	4/1~11/30	4/1~10/11	7/1~11/30
備考	5/1 にオープン			※台風被害のため 10/11 まで営業	※コロナ禍のため 対象者を市民限定

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
駐車場台数	4,810 台	4,795 台	-	-	2,782 台
来場者数	3,497 人	18,941 人	-	-	11,075 人
営業期間	4/1~4/21、10/2~ 12/19	4/1~9/30	休業	休業	7/14~11/9
備考	※12 月は 土日のみ営業	※県工事のため 9/30 まで営業	※県工事のため 休業	※県工事のため 休業	※県工事完了後、 7/14 から営業